

令和3年度 第2回文京区障害者地域自立支援協議会

日時 令和3年10月26日（火）午後2時01分から午後3時52分まで

場所 オンライン開催（会場：文京シビックセンター3階障害者会館）

<会議次第>

1 開会

2 議題

各専門部会からの報告について【資料第1号～第5号】

3 その他

《参考資料》

・障害者・児計画（平成30年度～令和2年度）の事業実績評価に係る意見について

<障害者地域自立支援協議会委員（名簿順）>

出席者

高山 直樹 会長、志村 健一 副会長、管 心 委員、佐藤 澄子 委員、

坂田 賢司 委員、木谷 富士子 委員、中山 千佳子 委員、

川畑 俊一 委員、松下 功一 委員、松尾 裕子 委員、瀬川 聖美 委員、

樋口 勝 委員、山内 哲也 委員、三股 金利 委員、根本 亜紀 委員、

藤枝 洋介 委員、安達 勇二 委員、畑中障害福祉課長、長嶺予防対策課長、阿部保健サービスセンター所長、真下教育センター所長

欠席者

佐瀬 祥子 委員、高田 俊太郎 委員、中村 雄介 委員

傍聴者

1名

障害福祉課長：それでは、お時間になりましたので、第2回目の自立支援協議会を始めさせていただきます。

まずは、高山会長すみません、ご挨拶をお願いいたします。

高山会長：皆さん、こんにちは。今日もよろしくお願いいたします。

今日は第2回の親会ということでありますけれども、3回のうちの2回目ということなので、今年度の中間報告というか各部会にご報告いただいて、この後、残りの年度をどういうふうにしていくかということ、皆さんと協議をしたいというふうに思っています。

緊急事態宣言が明けましたけど、こういう会議は、もしかしたらこういうZOOMでやってもいいのかなという感じはしますよね。そのほうが、何か集まりやすいし、それぞれの仕事場から来るという効率性もいいですし、事務局もわざわざ大きな部屋をセッティングしなくてもいいかなという感じもして。そういう意味では、これがまた一つの日常になってくる形もあるかなというふうに、ちょっと思ったりもしていますので、今日もどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

そうしましたら、まず、事務局から連絡事項をお願いいたします。

障害福祉課長：本日の出欠状況ですけれども、佐瀬委員と高田委員からご欠席の連絡をいただいております。そのほか、まだ遅れて出席ということでご連絡をいただいている方も何名かいらっしゃいますので、随時ご参加いただければと思っております。

それから、資料を事前にお送りいたしましたけれども、次第と、あと資料第1号から第5号、各専門部会からのご報告の資料、それから参考資料として障害者・児計画の事業実績評価に係る意見について、それから、地域支援フォーラムのチラシ、以上を事前にお送りしております。資料、過不足ございましたら、事務局のほうにお知らせください。

よろしいでしょうか。

高山会長：本日の予定についても引き続きお願いいたします。

障害福祉課長：本日は、次第のとおり進めさせていただきますが、本日の次第は各専門部会からのご報告ということで予定をしております。最後、その他といたしまして、参考資料の障害者・児計画の事業実績評価に係る意見について、簡単にご報告をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

高山会長：ありがとうございました。そうしましたら、早速議題に入りたいと思います。各専門部会からの報告についてということで、各部会長の方から報告をお願いすることになります。

今、事務局と令和4年度以降の親会の在り方というものを、これを協議しているところなんですけれども、これはまだいろいろ親会、それからこれはずっと関わっていただいた専門部会の委員の方々から、この協議会って何なんだろうという話になるわけですね。

実は、協議会って別に権限を持っているわけでもないんですね。ですから、ここで何かを決めて、これが決まったことでもないわけです。権限があるわけではないんですね。結局これが、行政のところに提案をすとか、要望を出してそこで予算化されていったり、あるいは政策につながっていくということになるわけなんですね。

そういったときに、よく言われているのが、結局例えば、今日も専門部会からいろいろ議論をしてそれなりの問題点というものがあって、それがあある意味で抽出されてくるわけですが、抽出されてきたときに、本当は親会がここでまたしっかりとここでもんでというか、ここで協議をして上に上げていくという機能というのが、なかなか果たせなかったというのがあるんですね。

ですから、そのことも含めてこれから専門部会とこの親会の関係性、親会の機能というものをより考えていかなければいけないかな。これは別に文京区だけではなくて、どこの区であつてもどこの市であつても、自治体であつても同じようなことになっているんですね。

そうすると結局、何か専門部会が集まって話をするだけに終わってしまっているということがなりかねないので。やっぱりきちんとそれを上げていって、できること、できないことがあるかもしれませんが、そこできちんとつながっていくというのが、私たち成功体験がまだないですよ、あまり。

ですから、それをつくるためにも少しやはり考えていかなければいけない部分がありますのでということ踏まえて、ちょっと今日皆さんと議論ができたかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そういうことも含めて、今日の報告に対しても質疑だけではなくて、何か取組の方向性みたいなものをご提案していただいたりすることが頂戴できればかなと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。そうしましたら、最初は、相談支援専門部会より樋口部会長、お願ひいたします。

樋口委員：サポートセンター一ちょうの樋口です。よろしくお願ひいたします。

資料の第1号のほうを見てくださいながら進めさせていただきます。

相談支援専門部会は、7月16日に実施しています。今回第1回目の相談支援専門部会ということで、令和3年度の自立支援協議会についてということで、相談支援専門部会、今年度はこんなふう開催しますということ共有しています。

相談支援専門部会は、定例会議、あと指定特定相談支援事業所の連絡会、障害児ネットワークという一緒にやっている組織があります。部会では、各会議体から地域課題の報告だっ

たりとか、望ましい相談支援体制の仕組みについて、いろいろご議論をいただいて、それを親会のほうにも上げていけたらと思っております。

今年度の部会は、7月に第1回をやって、第2回を11月、第3回を2月にやる予定ですということをご共有しています。

次に、(2) 令和3年度の自立支援協議会における検討事項を確認しています。これは、親会でも各部会こういうことを検討してくださいと言われたことを挙げていて、障害児から成人への切れ目のない支援を含む相談支援体制の強化について、今年度は検討していくということをご共有しています。

(3) 令和2年度文京区障害者基幹相談支援センターの実績報告ということで、こちらも第1回の親会のほうでお話ししていただいたことを報告していただいています。そこで、ちょっと意見が出たのが、これは、文京区の調査にも同じようなことが言えるんですが、年齢の年代別相談件数なんかを見ると、年齢の分け方が18歳未満、あと18歳から65歳、65歳以上という感じに分かれていて、そうすると18歳と65歳というのは明らかにニーズが違っていくだろうとか、年代別にどういう分布で皆さんが相談をしているのかとか、年代のニーズが違うからもう少し分けて統計を取ってもらえると、何かいろいろなことが見えてくるんじゃないかという意見がありました。

(4) こちらが部会のメインテーマになります。

平成30年から令和2年度の障害者（児）計画の評価についてということで、今回は、三つのことについて議論をしています。一つは計画相談・相談支援について、二つ目が居住支援について、三つ目が地域移行に関してということで意見交換をしました。

まず、計画相談について報告させていただきます。

計画相談支援の計画作成者数は年々上昇していて、令和2年度は729人の実績となっていて、計画ではおおむね達成していました。しかし、障害児相談支援の計画作成数とか作成割合は伸び悩んでいて、3年間での目標達成はちょっと難しかったんだということを読み取っています。

ただ、今年度から、区内に障害児相談支援事業所が、ふくろうさんが一か所開設しているのと、11月より区の委託による障害児相談支援事業所が新しくリアンさんが開設されていて、そこに大きな期待が持てるんじゃないかということ。実態意向調査によると、多くの相談支援を利用されている方からサービスがあってよかったという高評価を得ているので、実際に増やしていけるといいなというところ。事業所は増加していないが、計画作成数は増加して

いるので、相談支援専門員各々の努力でカバーしているということが推測されている。障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行時期のはざま課題を生じていて、障害福祉のヘルパーさんと高齢のヘルパーさんの違いで戸惑う方が結構いるんだということが共有されています。

これを受けて意見としては、区内の相談支援事業所数が増えていないからこそ、近隣区による計画作成が増加すると予想されていて、近隣区の事業所と連携を図っていくとか、どうなるかなというご意見があったり、相談件数の増減だけではなく、年齢分布での調査が必要で、ライフステージの変化に伴う具体的な課題抽出や検討は、定例会議の事例検討として行っていきたいという前向きなご意見、新規で放課後等デイサービスから利用を開始して児童は計画作成せずにセルフプランとなることが多いということで、その後も計画相談へつながりにくい場合が多いんだというところで、やっぱり児童での計画相談というところが課題に上がっているというお話がありました。

続きまして、二つ目の意見交換として住居支援について話をしています。

計画の概要としては、グループホームの新規開設はできなかったが、グループホーム利用者の実績は増加していて、ニーズが高いと推測されるというところで、ミドルステイの利用とか、グループホーム以外の住まいで生活していくニーズに応えるためには、当事者のご希望に沿って、区内で暮らせる環境整備が必須じゃないかというふうに評価をしています。

意見としては、知的障害の場合は、親御さんの高齢化に伴い自宅での生活が困難となり、結果、郊外の施設での受入れとなっているケースが多い。ほかにも、医療的ケアが必要な方、身体障害の重複などで住み慣れた地域での生活が難しくなるケースがあるのではないかと。文京区内で将来一人暮らしを希望している方の数や年齢層を調べて、実態に応じた取組を検討することが必要。重度知的障害者が入居できるグループホームの在り方や、支援度の高い方々が入居をする際のハードルを下げられる仕組みづくり、時代や利用者、家族の意向に沿って柔軟に考えていく必要があるんじゃないかという意見をいただいております。

三つ目が、地域移行に関してです。

概要としては、令和元年度6月30日時点の調べでは、116名の文京区民が1年以上の長期入院をされているというところで、国の基盤整備量という考え方が示されてあって、区内でも年間10名程度の退院を考えていく必要があるんじゃないかということ。

実態意向調査では、入所施設外での生活を望む意向が確認できる。施設を退所して家族や親族と生活したい、または独立して生活したいとの意向の方が6%程度いるという、この6%

の意向をどのように実現するかという検討が求められているんじゃないかということ。

知的障害者の方の最終的な住まいは、入所施設を選択することが多くて、そこが生活の場になっていくという現状がある中で、知的障害者の地域移行がクローズアップされることが少ないというところが課題じゃないかを概要として挙げさせていただきました。

意見としては、実態意向調査を長期入院者の方、都外施設入居者へも届けてほしい。帰りたいという声が拾われているのか、そのあたりはどうなっているのかという、そういうことが必要なんじゃないかというご意見。

計画相談、住まい、地域移行の課題というのは連動していて、特に地域移行を進めていく上では、計画相談とか相談支援の充実、住まいの確保というところが大事で、連動しているということでご意見をいただいています。

最後に（5）令和2年度の定例会議の開催報告と令和3年度の定例会議の運営方法については、事務局のほうから説明していただいて部会のほうを終えています。

ご報告のほうは、以上になります。

高山会長：ありがとうございました。今、ご報告をいただきましたけれども、いかがでしょうか。何かご質問、ご意見があればと思います。どこからでも結構です。相談支援専門部会でですね。いかがでしょうか。どうでしょうか。

志村副会長：高山先生、よろしいでしょうか。

高山会長：はい、どうぞ。志村先生、どうぞ。

志村副会長：今の③のところの地域移行に関してのところは、入所施設外での生活を望む方々の希望というようなものは、これからどのように応えていったらいいのか、この辺のところはどうでしょうね。

何かいつもここで止まってしまうような気がして、先ほど高山先生のほうからもお話がありましたけれども、ここからやっぱり何か抜け出すようなことを考えないと、自立支援協議会の役割というようなものが見えてこないのかなという気がするんですが。この辺りのご意見等々を伺えればと思いますが、いかがでしょうか。行政の皆さんでも結構ですけれども、お願いします。

高山会長：地域移行というのはずっと打ち出されていますけれども、なかなか進まない。特に文京区はある意味で、地域移行といってもグループホームの問題というのが前からあるわけでありましてけれども、この辺どうでしょうか。山内さんどうでしょうかね。リアン文京は、ある意味で通過型的な感じのところでも文京区の中で唯一つくられたということですがけれども、

ほかの入所のことなんかはよくご存じだと思いますけど、何かそこら辺でご意見はありますか。

山内委員：地域移行でいったとき、その受皿という問題が一つあると思うんですが、一つ考えなきゃいけないのは、行政区単位での地域という考え方は、やっぱり考えないといけないというふうには思います。

それともう一点は、基本的に学校教育から含めての自立支援ということも含めて考えないと、成人になってから自立という課題に取り組むということ自体が、やっぱりちょっと遅いんじゃないか。そういう意味では、今回も、障害児の相談支援を区から委託を受けますが、保護者の方も含めて将来的な展望としての自立という考え方だとか、自己実現ということをもうちょっと早い時期から伝えていくということも、やっぱり一つ、前提条件として必要なんだろうと思っています。

もう一点は、この地域移行を考えていくに当たって、この少子高齢化の中でグループホームだけ入って地域移行となるのかという、相談支援も含めての地域包括ケアのネットワークを合わせてつくっていかないと、重度高齢化の中で援護機能としてのグループホームというのがやっぱり厳しい状況に今後なっていくという見通しがありますので。

その中で、リアン文京などが緊急一時保護の体制だとかそういうのが、このリアン文京では、もうちょっと限界が来ているような気がします、併せてそういうもののセーフティネットも、特に医療ケアとか重度高齢化をしてくる支援が難しい方を緊急に預かるというには、専門性もそうなんです、それに応じた設備を一時保護の中にきちんと用意しないといけない。そういう意味では、グループホームありきというよりは、全面的にそのネットワークだとか資源を相対的に考えていかないといけないのかなと、前々から地域移行についてはそういう感想を持っています。

その中で、リアン文京が果たす役割というのも考えなきゃいけないというふうに思いますが、相談をやるに当たって、やはり当事者の、本人たちの自立への思考と言いますか、意識の醸成というような教育も含めてもう一回考えていかないと、結局入所に入ってくるときに本人たちが自己選択をするというのでは、遅い気がするんですね。自分たちの生活の夢をどう障害児の方が、家族と一緒に夢を描けるのか、将来を考えていくのか、単に保護をするとか親亡き後をという段階から、やっぱり次のビジョンと一緒に考えていくというところは、やっぱり啓発の関係の中で考えていくという視点が、今後必要かなというふうには思っています。

高山会長：ありがとうございます。そのとおりだと思いますね。

この問題は、単なる地域移行という一番最初のところは、津久井やまゆり園の問題と同じなんですよね。結局入所施設しか知らない利用者の方が、選べるかという話になってくるんですよというときに、結局、入所かグループホームしかなかったということですね。5年間意思決定支援のプログラムをやったとしてもですね、ということになってきていると思います。

もっと深いレベルで今、山内委員が言われたように教育も含めて、やっぱりこれ意思決定の話ですよ、本人が。本人がどういう自己実現をしていくかというところが、やっぱり欠けているんですよ、決定的に。親が全部決めてきているわけでしょうという流れの中であるという構図をどう変えるかという、そういう長いスパンのネットワークのところと、当面どうするかということというのを考えなきゃいけませんからね、ということになるかもしれませんね。

あともう一つは、やっぱりこれ文京区だけ考えても駄目だということだと思いますね。今、僕は港区も自立支援協議会に関わっていますけど、港区はもっとひどいですよ。だから、そういう意味では、どうなんだろうというところの、この自立支援協議会の在り方を含めてありますよね。

いかがでしょうか。これは、今の山内委員の話聞いて、これは、安達さんの地域生活支援の拠点のところと絡んでくるんでしょうねというところも一つあると思いますし、それから、住居支援というところも、次に関わってくると思いますし。それからもう一つは、これは、しっかりと今山内委員が言われたように、唯一リアン文京が文京区の中の入所施設というものを持っているわけですよ。

そういう意味では、拠点のところとつながってくるのは、やはりリアン文京の機能ですよ、というものを考えていかなきゃいけないと思うんですけども、あまり自立支援協議会の中では、その入所施設の機能みたいなことは、あまり語られてこなかったですよ。そういう意味では、今言ったようにセーフティネット、緊急対応、あるいはショートですね。それから、そのための人材と設備ということをどういうふうに整えなきゃいけないのかということが、やっぱり必要になってくるんじゃないかなと思いました。

いかがでしょうか。そういう意味では、今、志村副会長から言われたように、来年もう実態意向調査をしなければいけなくなってくるんですね。再来年度からの計画のためにです。そのときに実態意向調査の中にいわゆる長期入院、精神の方の。それから、都外施設の方々

の声をどういうふうに吸い上げるかということは今検討に入ってきていますので、そこら辺の声というものをどう聞いていくのかというのは一つあるかなと思いますね。

安達委員：すみません。

高山会長：安達委員、どうぞお願いします。

安達委員：安達ですけども、今、高山会長がおっしゃられたように、拠点と絡むところは多々あるんだろうなというふうに思っております。ですから、うちの部会のほうでも、やっぱり住まいの問題と、一人一人障害を持って地域で生活する人たちが地域の中で生きているという実感が持てるというあたりは、やっぱり大事な部分で話にも出ているところかと思っておりますので、全体としてやっていかなくちゃいけないことなんだろうなというふうに思っているのと。

かといって、先ほどお話があったように、グループホームにただ住んだだけで地域移行ということではないというところでは、どういうふうに地域の住民の方々と、あと障害を持った方が出会えるかということが非常に重要になってくると思うんですね。そこが、また一つ拠点の大きな役割になっていくんだろうなというふうに思っております。

そこを、やっぱり拠点に係る人たちが意識をもってやっていってもらえないと、地域の方々も地域生活支援専門部会では、地域の方々をお呼びして勉強する機会をここのところ持っているんですけども、やはり地域の方から見ると障害者の方というのは、地域の中でやっぱり見えない存在になっているという状態なので、やっぱりそれをどういうふうに出会えるような形にしていくかということが、とても重要になります。

ただ地域、入所施設とか病院から、ただ文京区のほうに引っ張ってくるとかということではなくて、どういうふうにそこで地域住民と一緒に出会えるかということも一緒に模索していくということになりますと、結構大きな枠組みというか、仕組みというか、構図を考えながら進めていかないといけないのかなというふうに思っております。

以上です。

高山会長：ありがとうございます。拠点との関係って大きいですねということですね。ほかにはいかがでしょうか。

安達委員：あと、すみません。質問というか、先ほどの計画相談11月から障害児相談支援事業所を開設というのは、これは今年の11月の話でいいんですよね。

樋口委員：はい、今年の11月からです。

安達委員：それであれば、一応今年の10月から富坂拠点が新しくできて、そこに計画相談の事

業所も一緒にくっついたので、それが語られていなかったのかなと思ってちょっと心配になりました。

高山会長：よろしいですか。

佐藤委員：佐藤です。

高山会長：どうぞ。

佐藤委員：先ほど、高山会長さんが、アンケートについてお話をしていらっしゃいましたが、アンケートの中に障害者自身の意見というのがあまり語られていないと思うんですが、やはり地域を考えるとしたら、もう少し障害者自身の声が反映できるようなアンケートにしてほしいと思っております。

高山会長：そうですね。

佐藤委員：それから、拠点のことなんですが、できるのは大変よろしいんですが、障害者に対して私は前から申し上げているんですが、どれだけPRができているか、どれだけ使われているかというのは、私たちの障害者の中までは見えていないんですが、その辺りを大事にしていきたいなと思います。

高山会長：ありがとうございます。今の佐藤委員からのご意見ですね。どなたかありますでしょうか。

いわゆるアンケート調査と、それから文京区がずっとやってきている知的障害の方と、それから精神障害の方へのインタビュー調査ということを組み合わせてやっていて、アンケートはどうしてもそのアンケートの内容が大量にありますし、また、知的障害の重度の方は、それはこの理解が難しいということもあって、なかなかそこからは、本当の声というのが出にくいということは障害によってはあると思いますよねということ踏まえるために、インタビュー調査も入れているということになるんですけどもね。

この辺どうでしょうか。何かそれ以外に例えば、これは別に行政に上げていくということではないかもしれませんが、どうしても去年、前回や前々回の比較ということもしなければいけませんので、どうしても質問項目というのが、ある意味で似通ってくるということもどうしても出てきてしまう部分があるんですけども、何かこの辺ご意見があればと思いますが、いかがでしょうか。

障害福祉課長：会長、よろしいですか。

高山会長：どうぞ。

障害福祉課長：佐藤委員からのお話もありましたとおり、来年度の実態意向調査の質問項目も

含めて、具体的にご意見をもしいただければ、積極的にこちらも取り入れて反映させていた
だきたいと思っていますので、ご意見をどうぞ、お寄せいただければと思います。

高山会長：ありがとうございます。ほかには、いかがでしょうか。

時間が限られていますけれども、あと、後半の部分で幾つか今日ご意見、あるいはご質問等
があつてと思いますけれども、そういう意味では、やっぱり山内委員からありましたように、
この相談支援ということも行政単位だけで考えていいのかどうかということですね。意見と
しても、近隣区による計画相談が増加すると予想されているというふうにありますけれども、
そうなったときに、近隣区の計画相談、計画作成というところとどういうふうにリンクして
いくのかということって、近隣区の課題にもなっていると思うんですよねといったときに、
ここはちょっと、ここら辺一つポイントかなというふうに思っています。

それからもう一つは、切れ目ないという今年度の検討事項ですけれども、そういう意味で
は、介護保険サービスの関係のところですね。この辺のネットワークをどうつくっていくの
かということもありますし。それからやっぱり、結局さっきのポイントになってくるのは、
本人の意思決定のところをどういうふうに計画相談の中に位置づけていくか。

もちろん、まだまだそこが醸成されていない本人の意思形成のところがあると思いますけ
れども、しかしそこも意識していかなきゃいけないというふうに思うわけですね、というと
ころをどうするかということも必要になってくるだろうというふうに思いますし。

今、住居支援と先ほどの地域移行を全部つながっていると思いますけれども、もう一回今
日の意見を事務局に整理をしていただいて、それを後半の部分、議論をしていただきたいな
と思っていますが、いかがでしょうか。

樋口委員：ありがとうございます。一応、第2回のほうが障害児支援についてちょっと話し合
う予定でいて、またちょっと、ライフステージにあったような支援に今年度つなげていけた
らと思っています。また、いろいろ今日いただいたご意見も部会のほうに報告させていただ
きます。

高山会長：ありがとうございます。

あともう一つ、どうしてもこのセルフプランになっている方々ってあると思うんですけれ
ども、セルフプランって、何となく本プランよりも何か形式的になっちゃっているというか、
そこはある意味で曖昧にされているんですけれども。セルフプランはどうせ、どうせという
か、あるならば、それをどう活用できるのかということも必要なんじゃないかなと、僕ちょ
っと思ったりしているんですよね。

本人たちが、セルフでプランを立てられるというのは悪いことじゃないんですよね、ということなんですけれども、位置づけとしては、何となく我々としては、何かセルフプランって何かちょっと違うマイナス的なイメージがすごくありますよね。だけど、あるならばそのセルフプランって、どういうふうに活用していくのかという事例なんかも、あってもいいんじゃないかというふうに思ったりもしているんですね。ここもちょっと議論をしていただくといいかなと思ったりもしています。

よろしいでしょうか。また、拠点のところもつながってくると思いますので、進めながら、行ったり来たりしながらと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

相談支援専門部会、ありがとうございました。そうしたら次に、就労支援専門部会ですね。瀬川部会長、よろしくお願ひいたします。

瀬川委員：よろしくお願ひいたします。瀬川です。

就労支援専門部会の報告をさせていただきます。

会議のほうは、8月4日水曜日にZOOMを使って行いました。議事としては、今、令和3年度就労支援専門部会の検討事項としては、とにかく情報を共有する上で障害者就労に関する共通のプラットフォーム、基本情報になるハンドブック作成を行うということで、確認をしています。

それから、昨年会議が行われているんですけども、今年度大幅にメンバーが入れ替わって新しい方が8人も入られたということで、昨年度話し合われた、主にはハンドブックの話を含め、その辺りの内容を共有するというに結構時間を割いています。

ハンドブック作成については、7月7日にワーキンググループをつくって行っています。ちょっと情報を共有させていただいていいですかね。今、一応、就労支援ハンドブックのほうは、このような目次で、合計で67ページというすごい量なんですけれども、社会資源確認チャート、社会資源紹介、区内の事業所についての紹介ページ等々で、印刷のほうは、トヨタグループスさんの方にご協力をいただきながら作ろうということで、このような目次で結構盛りだくさんなものを作ろうと現在準備をしているところです。このような感じのことを現在考えています。

ハンドブックについては、事例については、二つぐらいの事例を合わせて誰のことか分からない感じで作成してもよいんじゃないかという意見とか、情報提供的な要素があるので半分フィクションでもいいんじゃないかとか、医療機関も社会資源ページにぜひ加えていただきたいとか、そのような意見が出ております。

あとは、こちらの会議でも出ていたと思うんですけども、ハンドブックの内容についてですね。ルビを振るかどうかという話で、結構時間を割いていただいたと思うんですけども、知的障害の方とか当事者、保護者の方に説明をするときにルビがあったほうがいいのかというのは、もちろんごもっともではあるんですけども、全部にルビを振るというのは、やっぱり難しいのかなというところで、ルビよりも大事なものは、とにかく日本語自体を簡単にするというようなことじゃないかとか、文章やフォントも重要だとか、そのような意見も出ています。

この中では、2次元バーコードを入れてユニボイスというんですかね。そういうのを使うことによって、ルビを全部入れなくても、十分に見やすいものが作れるんじゃないかということで、区の出版のものなんかも参考にしながら、二次元バーコードを入れるという方法で現在話が進んでいます。

それと、あと社会資源確認チャートという話をしていて、一応、このような社会資源確認チャートというのを、今作ろうとしています。色分けしたほうが分かりやすいということで、これは、現時点での作成途中のものですけども、このような感じでフローチャートの「はい」「いいえ」の色は、分かりやすいほうがいいのかというようなご意見もいただいたり、発達障害の方が読みやすいような、理解をしやすい文章の表記をしたほうがいいのか、職業センターが復職支援にしか入ってなかったのも、「住んでいる地域で相談したい」の「いいえ」の先に加えたらどうかなどという意見もいただきながら、このような確認チャートをこのようなのはどうだろうかと作っているところです。そんなことを作ったりしています。

それ以外としては、社会資源相関図というものも作ろうとしています。社会資源相関図はこんな感じになっています。感じのものも作ろうとしています。

あとは、社会資源の紹介ページのところで、やっぱり同じ事業種別の中で、中身を載せるところと載せないところがあるのは望ましくないよねとか、そんな感じの話も出ています。

あとは、障害者就業・生活支援センター、社会資源ページなんかでも掲載となるのかなというような意見とか、あとは、その他の意見としては、事例については、当事者の声が聞けることはよいことだというような意見とか、何か事例のサンプルだと文字が多い印象があるので、もうちょっとレイアウトとかフォントを工夫して見えやすくする必要もあるのかなというような話をしています。

今回先ほども申し上げましたとおり、印刷するに当たっては、トヨタグループさんのほうからご協力をいただいて、一応1,000部の予定で刷る予定なんですけれども、もうちょっと

増やすことができそうだという意見も出ていますので、ちょっとあれですけども、こんな感じで事例とかはこんなふうに掲載しようかなというふうに思っています。これは、就労支援センターの事例の例ですけども、こんな感じのカラーとか写真を使ったものを現在作ろうとしていて、割と原稿は大体集まってきているのかなというふうな状況になっています。

それと今後の予定としては、このような予定で現在進めようとしています。大体9月に、今レイアウトの相談等々をして、修正をしております。今後、11月11日に第2回のワーキンググループをやりますので、そこでもうちょっと共有をしてレイアウト修正を行って、12月に第2回の就労支援専門部会を開きますので、そこでも共有をさせていただきながら進んで、2月の第3回の就労支援専門部会等々で最終稿を挙げて、3月上旬からの印刷でどうか今年度中に間に合うかしらというふうな話を現在しているところです。

あとは、そうですね。医療機関の意見として、やっぱり今まで社会資源としてはなかなか取りかかりづらいと思われていたと思うので、今回ぜひ一緒に載せたいというふうな意見も出たり、どこにこのハンドブックを置くかということが非常に大事なことになりますので、1,000部ぐらい作ったりはしますが、今後どこに置いて、どのように渡すのかというのを検討していく必要があるかなというふうに考えています。

すみません、まとまりませんが、以上です。

高山会長：ありがとうございます。就労支援専門部会からのご報告でした。いかがでしょうか。ハンドブックですね。ずっといろいろ進んできているという感じがしますが、何かご意見、ご質問があればと思います。お願いいたします。どうぞ。

樋口委員：すみません。サポートセンターいちょう、樋口です。

今、資料を見させていただいて、すごく壮大なハンドブックで、中身が濃いのがすごくできるんだなというのが想像できました。本当に部会だけではなかなかできないと思うんですけど、ワーキンググループもやられているということなんですけど、ワーキンググループは何名ぐらいの方が活動されているんですか。

高山会長：お願いします。

瀬川委員：すみません。藤枝委員、お願いしてもよろしいですか。その辺り。

藤枝委員：藤枝です。すみません、今、ぱっと何名かというのがすぐに出てこないんですけども、就労支援専門部会の委員の方で基本なっただいていて、それぞれ企業、医療機関、教育、福祉なので会社と医療機関と就労移行支援事業所と就労継続支援B型の4名で、あと当事者の方で当事者部会の部会長さんに出させていただいております。なので、6、7名ぐらいで今

やっております。

志村副会長：よろしいでしょうか。ワーキングのミーティング、ZOOMでやっているときも事務局の方々を入れても10人以下ぐらいのところだったというふうに記憶していましたので、メンバー7、8人というところかなというふうに私も今思っております。

樋口委員：ありがとうございます。もっとたくさんの方がいる中でやられているのかなと思ったら、結構本当に少ない中ですごくやられていて、ただ、本当にすごくいいハンドブックになると思いますし、なんか作る過程でいろんなネットワークができるのかなと思って、すごく楽しみにしています。ありがとうございます。

瀬川委員：ありがとうございます。すみません、藤枝さん。急に振って。私も、人数がぱっと出てきませんでした。申し訳ありません。

高山会長：ありがとうございます。ほかには、いかがでしょうか。

これは、ある意味でプラットフォームという形のハンドブックなのですが、しかしやはりなかなか難しいのは、ご報告にありましたけど、障害の種別によってこれの理解をどういうふうに、合理的配慮をしていくかということになるわけですよというところが、難しい部分がありますよね。だから、そこにある意味やっぱり限界もあると思うんです、ある意味で。

その限界のところをどういうふうにフォローをすれば、これが活用できるのかみたいなところを考えていただきたいんですよ。例えば、知的に障害のある人が、これを先ほどのいろいろな例えば、チャートを見たときに等も含めて、何かそこら辺のところを含めて、そこら辺のところをどうフォローできるかというものが何かあるといいなとちょっと思ったんですよ。それが一つあると思いました。

例えば、あとは、全盲の人たちはどうなんだとかですね。そういう意味では、ぜひ当事者の方の声を今どう聞くかということも含めて、ぜひ当事者部会がありますし、当事者の方もワーキングに入っていると思いますけども、どうしても当事者の方って、自分の当事者のところだけしか分からない部分がありますので、そういう意味では、当事者部会とちょっとなんかどこかで連動していただくようなことも、あってもいいんじゃないかなと思いました。

ほかにはいかがでしょうか。

現実的な話で、コロナ禍ということで、いろいろ障害のある方々がその就労において、個別にいろいろあるんだと思うんですけども、そういうことが話し合えるラウンジというか、みたいなのが、志村先生何か言っていましたよね。何でしたか。

志村副会長：そうですね。これから拠点の機能みたいなものの一つとして、サロンみたいなもの

のがあるというのはすごく願っておりますし、そういったところに、こういった冊子が置いてあったりする、あるいは、通所の施設なんかに入れてあったりして、コミュニケーションの一つのツールになっていただいたりとか、していただいたりとか。今後のことを考える、計画相談に行く前に目を通して少し話をさせていただくとか。

そんな考えるきっかけになることも、この冊子が、パンフレットができるのかななんていうのは、期待しているところでした。高山先生がおっしゃったように、これは全ての人に完璧なツールというのは、最初から作れないかと思うんですけども、そういうコミュニケーションの取っかかりの一つとして使っていただくことは、大いに可能かなとは願っているところです。

高山先生：ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

藤枝委員：すみません。藤枝ですけれども、よろしいでしょうか。

高山先生：どうぞ。

藤枝委員：親会で以前、心の健康ガイドですとか、これまで既存のハンドブックをどう活用していくのかというご意見もいただいております、そちらについては、先ほど社会支援確認チャートですね。フローチャートのほうで、こういった情報がありますよというのも入れられたらというふうに考えておまして。まだ、その辺りのレイアウトでありますとか、どのように入れられるのかというのもこれから詰めていくところなんですけれども、そのような形で既存のものについても活用していけるようにというふうに考えております。

あと、配付についても、今後また考えていくところではあるんですけども、親会の委員の皆様にも、もしご協力いただけまして、配付等にも周知についてもお願いできたらというふうには考えております。

高山会長：そうですね。そこは大事なポイントですね。既存のいろんなパンフレットみたいなのはたくさんありますけどもね。行政の窓口のところに置いたりするんですけども、それがどう活用されているかということに関しては、極めて疑問的なものが全国にあると思います。

例えば、いいものを作ったんですよ、差別のかるた。差別解消法のかるたを作ったじゃないですか。かるたを作ったって、それをどう活用するかという話になってくるので。だから、同じことだと思うんですけど、それは、当事者部会の人たちが何かいろいろお祭りのときにやったとかってありますけど、ぜひ教育のところでもそういうものを活用できるような形になっていくといいですよ。

ただ、それを当事者の人たちが説明できていくと、それをツールとしていろいろそういう

コミュニケーションとか、ネットワークが広がるような形での活用の仕方というのを、ちょっと考えていただいたり、あるいは実践に結びつけていただくといいかなと思っています。

じゃあ、ぜひハンドブック期待していますので、よろしくお願ひしたいと思います。

よろしいでしょうか。

瀬川委員：ありがとうございます。

高山先生：次、続いて権利擁護専門部会より、松下部会長、お願ひいたします。

松下委員：権利擁護専門部会、松下です。どうぞよろしくお願ひいたします。

8月26日にオンラインで開催をされました。4番ですね。議題としては、今年度の検討事項を確認いたしまして、中核機関との連携、関係団体との課題共有の検討を含む障害者の成年後見制度の在り方など、障害者の権利を守る仕組みについて検討をするという大変な課題をいただいております、これについて今年度は3回ということですので、まずは、中核機関の事務局の受託者でもあります社協、部会の事務局でもある社協から説明をしていただいて、意見交換をいたしました。

この資料をお示ししても、なかなかご理解に時間がかかるかなと思いますので、割愛をさせていただいて、いただいた意見としましては、計画相談の担当者としては、実務者会議へケースを出すことにより、首長申立てなど行政の協力を得られることや方向性に悩むケースについて、意見をいただけて助かっています、とあたりします。

高山会長もご出席いただきましたけれども、この地域連携ネットワークをつくるわけなんですけれども、そこを有機的に機能をさせるためには、権利擁護支援連携協議会という協議会があるんですけど、その委員の中に自立支援協議会が入っている必要があるだろうと、そうでないとこれをそれぞれの協議会が、障害者という部分の意見がちゃんと伝わっていかないんじゃないかというご意見をいただいております。

それから、それに対して、区の委員からは、やっぱり行政の縦割りが課題であって、今後行政内で一体的に動いていくことが今後の課題であるというふうな回答は出ています。

あとは、これも高山会長だったと思うんですけど、障害のある方にとって成年後見制度が使いにくいという課題がありまして、専門部会を経て親会から文京区へ提言していく必要があると、そのためにも自立支援協議会を地域連携ネットワークに入れていく必要があるという、そういうことを求めますというふうに中核機関については、意見が出ました。

次、議題4で、前回の令和2年度までの障害者（児）計画の評価についてということで、これも部会に関係するようなところというところ、権利擁護・成年後見制度等なんですね。あと、

地域福祉権利擁護事業あたりが関係してくるんですが、検討事項の中にもあります、障害者の権利を守る仕組みとしては、やはり成年後見制度は使いにくいというようなのは、もうさんざん言われていることなので、まず、この地域福祉権利擁護事業は非常に有効な事業であろうと。

まず、いずれは誰かに財産管理なりをお願いするにしても、その入り口として地域福祉権利擁護事業をもっともっと周知していく必要があるだろうと。ところが、あまり実際には活用されていないと。障害のある人たちはなかなか活用されていないと。ここら辺は、課題があるよねということを確認しています。

社協でやっている成年後見制度の勉強会でも、研修会でも、この地域福祉権利擁護事業の内容を深めるというような内容がされていますということであったり、愛の手帳4度ぐらいの人というのは、人口としては多いわけなんですけれども、やっぱりそこら辺の人たちが対象になっていく。働いている人たちですとかですね。作業所に来てB型を利用していくとかそういったような方々、だけどやっぱりそこら辺が知られていない、使われていないという。なので、逆に見ると社協のほうでも実績がないとか、その人たちの権利をちゃんと守れるのかというようなそういう審査が厳しめになってしまうとか、そういったような課題がどうもありそうだとということです。

あとは、裏にあって、計画相談の中に地域福祉権利擁護事業を組み込む仕組みづくりもモデルとしていく必要があるという、そこら辺に関しては、相談支援専門部会との連携も有効であろうというようなご意見をいただいています。

あとは、地域連携ネットワークの中には、民生・児童委員さんも含まれていて、民生・児童委員さんでも学習会の開催等が当事者部会との連携を実現したいというような思いがあるんですけれども、ただ、やっぱり実際は、災害時の要支援者リスト以外ではほとんど関わらないということで、障害分野においても民生委員として何か役割を担いたいというようなご意見をいただいています。ちょっと重複した意見がありますかね。ただ、やはりこの地域福祉権利擁護事業は、非常に有効であろうと、その割にはやっぱり今まであまり使われていなかったねというのが確認されたこととございます。

議題の5です。

昨年度の部会の報告としては、1回目は成年後見制度を利用するに当たっての金銭的課題についての確認をしています。それから、2回目は課題を分類化して議論をいたしました。

今年度は何をしようかということで、11月頃に第2回がありますけれども、当事者部会と

の合同開催を行いたいと思っています。今、この準備を進めていますが、たしか11月30日だったかと思いますが、合同開催を行い、その中で当事者部会の委員の方に、自分の人生を語っていただいて、そこからみんなで話題を広げていながら、権利擁護についても考えていこうという、そういう会を考えております。

また、第3回は中核機関や関係団体との意見交換を行いたいということで、今計画をしていくところでございます。そうですね。下に書いてあります。11月30日に当事者部会との合同開催ということです。

報告は、以上です。

高山会長：ありがとうございました。権利擁護専門部会からの報告でした。

いかがでしょうか。成年後見制度の障害のある方へのこの活用、あるいはいわゆる地域福祉権利擁護事業ですね。これは、いわゆる日常生活自立支援事業というふうなことでありますけれども、これも金銭管理的なところを含めてということではありますが、この辺どうでしょう。今の報告にもありましたけれども、松下さんのほうから。

この成年後見制度って、もともとついている人は、例えば計画相談の中のモニタリングでも来るわけですけれども、これ相談支援専門部会とすぐ連動して、特に計画相談と連動していくものだと僕は思っているんですね。そういったときに、成年後見につなげていくときとか、つなげなきゃいけないときもあると思いますね。それからもう一つは、地域福祉権利擁護事業というものを、社会支援としてこの活用していくということもあると思うんですよ。そういうニーズはいっぱいあると思うんです。しかし、これがなかなか行かないというのは、あるいはこの辺だとどういうふうに考えておられますかね。樋口委員、どうですかね。この辺のところ。

これ非常に重要なことだと思っていて、例えば地域福祉権利擁護事業のところに関しては、社会福祉という専門員がその人の包括的なアセスメントをして、どう金銭管理をどう組み合わせていくかという話になりますよねというときに、計画相談のところである程度そのアセスメントができていたら、よりもっともっと深いレベルで何かできそうな気がするんですよ、という感じもするので、何かこの辺のところをもっと連携をもっと強化していくといいんじゃないかなと思ったりもしていたんですけども。成年後見もそうかもしれませんと思いますね。

なので、僕のイメージは津久井やまゆり園の方もそうですけど、成年後見人って、権限を持っているわけですね、すごく。だから、その価値観がマイナスのところにいると、権利

擁護になっていない部分っていっぱいあるんですねというところのときに、やはりそのときに成年後見人と本人という側だけじゃなくて、それを取り巻くやっぱりその計画相談であるとか、事業所の方々が本人の側に立っていくかどうかというのは、すごく大きなポイントだと思っているんですね。これからですね。

松下委員：高山会長、今のよろしいですか。

高山会長：どうぞ。

松下委員：今のお話に関して言うと、前年度だと思うんですけども、やっぱり今言われたようにご本人の支援者がどういうふうに金銭管理に関してもチームをつくっていくかということプラス、その中核機関の中で後見人がそのチームと価値観をすり合わせられるような仕組みをつくっていくというんですかね。そういう取組が中核機関には求められるだろうという意見は出ていました。

以上です。

高山会長：今、中核機関という松下部会長からありましたが、中核機関のところはどうでしょう。社協に位置づけられていくわけですけども、この中核機関のところを少しご説明いただけるといいかなと思います。いかがでしょうか。坂田委員。

坂田委員：今お話があったように、中核機関がそういったチームを支えるような、サポートができるような形で、今、議論を進めているところです。今年度からまだ始まったところで、11人ぐらいの実際のケースに対して意見を言っているようなところで、おっしゃるように本当に現場のチーム、いろんな関係者が現場で当事者を支えているところなんですけど、後ろから関係者を支えられるように、今、会議体として運営しているところです。

当日、8月のその部会の中で、高山先生のほうからご指摘があったところで、なかなか区の縦割りのところで、中核機関の協議会の建てつけのところで、整合が取れないというところもあったんですけども、今後運営を進めながら、この辺りも区のほうと一緒に検討をしていきたいと考えております。

高山会長：ありがとうございます。ほかには、いかがでしょうか。

佐藤委員：よろしいですか。成年後見制度は、親としても、それから周りの知的障害を持つ親たちは、必要だということはかなり切実に、今、自分の高齢化に向かったの思いが皆さんにあります。

ですが、何がネックかというところ、やはり毎月の経費とか、そういうものがもし預金がなくなったらどうなるんだろうとか、そういうふうな不安が皆さんの中にあります。それが解決

されなかったらなかなか進まないのではないかというふうな、進まない一つの原因がそこにあるような気がしてなりませんので、やはり法人後見とか、そういうふうな制度があれば、皆さん安心して自分の子どもの後見を頼むのではないかなというふうなことは、日頃感じています。

以上です。

高山会長：そこは大事なところなんですね。実は、前から僕が言っているのは、文京区に文京社会福祉士会ってあるわけですよ。そこというのは、いろんな文京区、あるいは文京区の在住の社会福祉士がネットワークを組んでいて、社会福祉士会というのをつくられていて、そこに行政の方ももちろん入っておりますし、僕も入っている形になっているんですけども、そこには、司法書士もいるし、弁護士もいるんですよ。あるいは、権利擁護専門部会にも弁護士、司法書士がいて、成年後見を担っていると思いますが、やっぱり文京区の中で、そういう社会資源が権利擁護センター的なものをNPOでつくっていく。あるいは、パートナーみたいなのを文京区版でつくっていくということを、やっぱり働きかけていく必要があるんじゃないかと思います。

たまたま今、文京区社会福祉士会の会長って武長さんでしょう。社会福祉士と弁護士の。だから、そういう意味では、そんなような話も何かコアの役員たちがしているみたいなので、今、佐藤委員が言われたように、やはりこの顔が見える関係で文京区にこだわりがある人たちが、やっぱりそういうNPO的なものを立ち上げて、それぞれみんな仕事を持っているけれども、社会福祉士としてのパートナー的な存在を作り上げていく中で、何か法人後見的なことも可能なんじゃないかなとずっと僕は思っていて。それは、やっぱりこれをつくっていく必要があるんじゃないかと思うんです。

これって、行政がつくることじゃないんだけど、皆さんのネットワークの中で、これは働きかけませんかという感じがちょっとしているんですけどもね。それぞれ単独ではやっているわけでしょう、司法書士も、社会福祉士も、弁護士もやっているんだけど、それを文京区バージョンに持ってきたいというね。こういうものをぜひ社協がこれを組織化ということなので、こういうのを社協がまたやっていただくといいかなと思ったりもしているんですけどもね。そうすると中核センターもよりいろんな意味で活性化していくんじゃないかなと思ったりもしています。

すみません、樋口さん、どうぞ。

樋口委員：すみません。樋口です。

高山先生のほうからも、計画相談としてはどうなるかというお話がありまして、私のほうも地域福祉権利擁護事業を利用される計画は結構増えている気がします。やっぱり、今までご家族と住んでいて経済的なことってご家族がやっていたのを、ご本人が急にやることになったりというところで、じゃあ、ちょっと地域福祉権利擁護事業を使って何か一緒に銀行に行きましょうとか、年金と生活保護のお金が日にちが入る日が違ったりとかするので、その辺を整理しましょうみたいなところから入っていくこともあります。

すごく社協のやっている地域福祉権利擁護事業は、本当に丁寧にやってくださっているの、皆さん使ってよかったという、本当に最初はお金を管理される不安ってすごくあって、イメージが湧かない中でそういう話をするので、なかなか料金もかかるということもあったりするので、最初の導入はすごく皆さんも不安に思うところはあるんですけども、やっぱり使った実績で、使って当事者の方が、いやいや使ったほうがいいよと言ってくれることが、本当に今後の皆さんが使う安心感につながるの、ぜひ何か当事者部会とかでもそういう当事者の方の話をもっとしてもらえるといいなと思っています。

後見に関しても、佐藤さんがおっしゃっていたように、やっぱり料金がかかるとか、お金をどうやって管理されるのかとか、すごく当事者の方はイメージがない。ただ専門家は、後見を使ったほうがいい、後見を使ったほうがいいというところで、すごく丁寧な説明、今ある財産を専門家の人と毎月こうやってお金を振り込んでくれるから、この額でやりましょうというようなそういう本当に丁寧な説明だったりとか、あとは、支援者が実際後見をやってくれる方が本当にチームに入ってくれる、後見とつながっていくということがすごく大事で、今後利用される方が増えていく中で、どんどん支援者が実績を積んで、専門性をつかんでいけなくちゃいけないのかなというところで、本当に社協を中心に私たちがいろいろ経験をさせていただいて、みんなの生活を安心につなげていくことが大事だなと思っています。

ぜひ、いろんな実績とか、事例とかを今後共有していきたいなと思っております。

以上です。

高山会長：ありがとうございます。そのとおりだと思います。ぜひぜひと思います。

結局、費用ですねというところに。費用って、これ曖昧なんですよ。だから、分かりにくいんですね。ですから、そういう意味でも曖昧で、その司法書士と社会福祉士で違ったりとか、財産のある人、ない人で違ったりとか。

法人後見をずっと15年やっていますけど、茅ヶ崎でやっていますけど、僕らはお金のない人をあえてやっているというのをやっていて、なぜやっているかという、もし例えば、切

り崩してきたときにお金がなくなったら費用を払えなくなっちゃったらどうするんだ、みたいな声があったので、茅ヶ崎市から援助を受けていますけれども、結局最終的には、生活保護の中の後見扶助をつくるべきなんですよ、後見扶助。

だから、住宅扶助や医療扶助もあるように後見扶助をつくるって、こういうことを働きかけていくということもやっぱり必要になってくると思うんですよという意味でもですね。権利擁護専門部会は、ある運動体的な機能を持っていただくことがあると思いますので、あるいは、新しい資源をつくっていくと、この働きかけもぜひしていただくといいかなと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ぜひ、そういう意味では、事例検討もこの地域福祉権利擁護事業のところあたりを活用して、何か成功事例みたいなものがみんなで共有されていくといいかなとちょっと思ったりも、今、しました。

どうしても地域福祉権利擁護事業も成年後見制度も枠組みの作り方というのが、認知症の高齢者の方の枠組みなんですよ。けど地域福祉権利擁護事業の場合は、結局認知症の高齢者の方が、これを利用したときに、認知症が進んできたときに、この事業と契約を結ぶことが難しくなるわけですよ、といったときに、成年後見制度移行しやすくなるわけですよ。ずっと関わっていますからという意味で使われているんですけど。障害のある人たちの場合、地域福祉権利擁護事業をずっと使っていかなきゃいけないという、ここは違いがあるんですよ、という意味では、これは、やっぱり計画相談と連動して一緒に何かをやっていく必要が出てくるんじゃないかなと思いますので、ぜひ、何かいい事例をとっています。よろしくお願ひしたいと思います。

ほか、よろしいでしょうか。

松下委員：文京区は、地域福祉権利擁護事業は何か全国平均よりも利用料は安いそうです。

高山会長：安い。

松下委員：安いんです。文京区は。

高山会長：ああ、そうなんだ。

松下委員：そうなんです。失礼しました。以上です。

高山会長：ありがとうございます。あともう一つは、生活支援員の質なんですよ。専門員は行かないですからアセスメントをするんですけど、生活支援員が実際にお金を下ろして来たり、そこでいろいろやり取りをするわけですけど、この質の部分というのは大きいかなと思っていますけれどもね。ありがとうございました。

そうしましたら、次に行つてよろしいでしょうか。

続いて、じゃあ、障害当事者部会よりお願いしたいと思います。事務局の障害者基幹相談支援センターの美濃口さん、お願いいたします。

美濃口氏：基幹相談支援センターの美濃口です。ふだんから皆様、お世話になっております。

本来であれば部会長がお越しになられればよかったですけども、ちょっと体調が今すぐれず、ご報告をさせていただきたいと思います。1点目に、委員の皆様は第1回目に行ったアンケートの共有をしたことと、あと令和3年度、4年度、どんな活動をしていこうかということとで話し合ったのが第1回目、7月15日の第1回目で行ったこととなります。

結論としましては、3回ぐらいを目標にしようということと、他部会の専門部会と一緒に合同でやってみようということと、あともう一点、木谷さんにもご相談に乗っていただいておりますけれども、民生委員さんとの交流会のほうを進めていこうということが決定されております。

民生・児童委員さんとの交流につきましては、やっぱり民生委員さんのほうからはあったんですけども、コロナが落ち着くまでということになってくると、いつできるかということの先がちょっと見えてこないところもあるので、状況を見極めながら相談をしながら、なるべく安全かつ早めに実施をしていこうということとでまもっております。

令和4年度以降の当事者部会のほうの体制につきまして、事務局案として、もともとやっぱり自立支援協議会自体が障害当事者の方のためのものじゃないかなということで、親会に当事者委員の方が入っていないというところなんかもあったもので、そういったことで、一緒にやっていくことができないかということのご提案などもさせていただいておりましたが、当事者委員の皆様からは、やっぱり当事者委員だけのほうが話しやすいということで、単独で継続を希望するというような声では、アンケートで返ってきているという状況です。

会長、副会長のほうにも入っていただいておりますご助言をいただいた中で、やっぱり障害当事者の方の声を各部会に届けていきながら、運営そのものの在り方を考えていくことが非常に重要になるというようなご助言もいただきまして、そういった結論で第1回目のほうは終わっております。

あとは、松下さんのほうから、今、先ほどご説明をいただいたとおり、2回目のほうに合同部会のほうを開催の予定ということになっております。

以上になります。

高山会長：ありがとうございました。当事者部会の報告がありましたが、いかがでしょうか。

いろいろな意味で、今、次の方向性を考えて、当事者の方のご意見も聞かせていただきながらと思いますが。親会としてもこの当事者部会というものをどういうふうに位置づけていくか、あるいは、これは日本の中の東のところでは、初めて文京区がこれをつくっていったということも含めて、どういう評価をしていくのかということも親会として、していかなければいけないかなと思っていますけれども、いかがでしょうか。

今、報告がありましたけれども、11月30日に、権利擁護専門部会と合同で部会を開催することなので、そういうのはすごく重要なかなと思っていますので、その準備がちょっと大変かもしれませんが、これは一つ新しい取組かなと思っています。

あと、この前、事務局会議的なところでお話をさせていただいたのは、当事者部会の委員の方の構成というのが公募という形で今行っていますけれども、文京区の中には既存の団体というのがありますよね。それぞれの種別であるとか、あるいは大きな横串を刺した団体もあったり、あるいはそこには佐藤さんね、知的障害のところに入っていないとかいろんな歴史があるようなことを伺っていますけれども、既存のものってあるわけですよね。それぞれの三障害かもしれませんし、そういうところの既存の団体やそういうところのことをどういうふうに考えたらいいかということも必要なんじゃないかなとは思っているんですよ、これから。

どうしても公募になりますと、個人レベルの公募になりますから、結局個人レベルでも別に悪いということじゃないんですけれども、何か広がりというものがなかなか築けなかったりするんですけれども。そういう団体や、あるいは当事者の会みたいなもの、こういうものって、多分今そういうものってどこの地域においても形骸化してきちゃっているんですね。ですから、そこら辺のところをもう一回再構成するような形もあり得るんじゃないかなと思ったりもするんですけど、歴史的なことはちょっと私も分かりにくいので分からない部分ありますけれども。いかがでしょうか。

安達委員：すみません。基幹の安達です。

高山会長：どうぞ。

安達委員：昔は、最初の頃って公募ってなかったんですって。

高山会長：最初から公募でしたね。

安達委員：公募じゃなかった。ごめんなさい。既存の団体の推薦ってなかったんですって。

高山会長：最初からなかったような気がします。ないですよ。どうですか。松下さん、どう

でしょうか。

松下委員：全員、公募だったと思います。公募か、あとは各部会からの推薦でしたね。

高山会長：ああ、そうか。あと、親会のところあたりだと何か文京区心身障害福祉団体連合会の代表とかいろいろあったような気がするんですけどもね。行政はそうですよね。なんか代表、佐藤さん、どうでしたっけ。

佐藤委員：あまりよく分かっていません。

高山会長：佐藤さんというのは、代表で出ているんですでしたっけ。

佐藤委員：私ですか。

高山会長：はい。

佐藤委員：障害者の知的障害者の明日をつくる会と、それから知的の相談員。

高山会長：相談員、そうでしたね。ごめんなさい。安達さんどうぞ。

安達委員：いえ、最初の当事者部会の部会長の方の名前を失念してしまったんですけど、誰でしたっけ。何か推薦したような記憶があったものですから。何か私が自分で推薦というか、推した記憶があったものだから、公募じゃなかったかななんて、最初に記憶があったものから、最初はどうだったかなというような一つ確認だったんですけど。すみません。

高山会長：ただ、実は、今のところ大事で、今たまたまお名前が出た方も含めて、当事者の委員の方から、何で当事者部会だけ公募をかけるんだと。そして面接をするんだという意見が出ているんですよ。確かにそう言われてみればそうですよね。そこって何でというふうになっちゃうわけですよ。セレクションみたいな形に結果的にはなっちゃう形になるわけですよ、ということがあるので、ここはやっぱり考えなきゃいけないかもしれないな。そういう疑問を持たれるというのは確かだと思うんですよ。

あともう一つは、事業所の方々にぜひお願いをしたいのは、この当事者部会、今、安達さんが言われたように、もっともっと何かこの場所を使って例えば意思決定であるとか、あるいは、この場所を使って本人の自立であるとかということの場として、活用してもらうような形ができないかなと思ったりもしているんです。

何を言いたいかという、例えば、知的障害の方と精神障害の方々にインタビューに行くじゃないですか、学生が。行くじゃないですか。みんなこれグループワーク的にやったりするんですけど、こういうのを何回もやってくれという声がいっぱい来るわけですよ。だから、そういう意味でも、何か自分たちの話、それを学校を社会化していくというプロセスはすごく大事で、松下さんがずっと関わってくれた彼ですよ。

松下委員：竹間さん。

高山会長：竹間さんと松下さんを見ていると分かるんですね。そういう意味では、すごく竹間さんが自分の意見を語れるというか、表現できるということは、みんな感じているところでもありますので、これは単なる当事者の方に丸投げをするような形とか、公募じゃなくて、もっとここで恣意的に最初なるかもしれませんが、これを社会支援とつなげていただくようなことの事業所との関係みたいなものを作り上げていくというのは、一つあり得るんじゃないかなとちょっと思っています。昔の青い芝の会があったときの運動体みたいなのは皆無ですから、そういう意味では、新しい形の当事者活動をどうつなげていくかというのが、大事なんじゃないかなという感じがちょっとしているんですけどもね。

ほかにはいかがでしょうか。

志村副会長：高山先生、よろしいでしょうか。志村です。

高山会長：どうぞ。

志村副会長：今、高山先生がおっしゃったところは、私もすごく感じているところであって、障害のある方々はもっと怒っていいと思うんですね、社会に対して。当事者部会の役割というのは、やっぱりその発信というイメージ、役割がすごくあるわけですけれども、もう本当に強いメッセージをもって社会に発信してほしい、怒ってほしいと思います。

そういった意味では、事業所の方々から戦略的にここで育ててほしい人みたいな形で推薦していただくような、そんなことがあってもいいのかなと思いますし。また、これは、事業所に属していない働いている障害のある方々が、コロナ禍で少しできなくなってしまってますけれども、就労支援センターの方々を中心に金曜日の夜、食事をするようなああいった会がありますけれども、そういったところなんかをまた使って、障害のある方々の声をすくい上げていき、そこで声を上げてもっともっとそれをメッセージ化していくような、そんな運動があっても私はいんじゃないかなと思うんですね。そんなところの期待を当事者部会には持っています。

ですから、その当事者の、働いている当事者の方々が、集まりやすいような夜の当事者部会みたいな、そんなのはあってもいいのかなとか。いろいろ期待するところはありますので、ぜひ今後いろいろと当事者部会のほうでも、その辺りなんかもまた話していただけるとありがたいかなと思いますし、次回の権利擁護部会との交流会のところもすごく期待をしているところです。

以上です。

高山会長：ありがとうございます。どうぞ、佐藤委員、どうぞ。

佐藤委員：本人部会といいますと、育成会のあたりでは、やはり本人部会的なものがあって、私どもが都に要望書を出すときに一緒にその本人たちの要望を一緒に出すんですね。ですから、やはりそういうことがあっても、志村先生のおっしゃるようなものに当たるのではないかなというふうに今感じましたので、やはりそういうふうな、区に対してもこういうふうにしてほしいというふうに、自分たちの住みやすい文京区にするための要望を出すような形にしていけたらいいのではないのでしょうか。

高山会長：そうですね。ぜひと思います。ほかには、いかがでしょうか。ぜひ権利擁護専門部会との11月30日、これ一つ、何か重要な一つの新しい取組というか、活動だと思しますので、これがもしうまくいけばほかの部会ともということの一つのきっかけになるんじゃないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ありがとうございました。

それでは、次に地域生活支援専門部会より、安達部会長、お願ひいたします。

安達委員：第1回の地域生活支援専門部会が行われましたので、簡単に報告をいたします。

8月27日に行われて、集まる方、それからZOOMで参加される方のハイブリッドの形式で行いました。今回は、本富士地区の特色、成り立ちについてということで、地域の方、深田さんという本富士地区の民生委員・児童委員の方、それから小川さんという本郷二丁目弓二会町会長の方をお招きして、活動の様子を勉強させていただいたということになっております。

内容に関しては、読んでいただければいいかなというふうに思ひます。大きなそこで学んだことに関しては、やっぱり各地区ともマンションが高層化をしていたりとか、あとは、人の出入りですね。多くなってきたりとかで、なかなかやっぱり地域でのコミュニケーションを維持していく、やっぱり町会活動を維持していくというのが、大変な状況というのが垣間見られたかなというふうに思ひます。あと、高齢の方がやはり増えてきて、そういう課題のほうが結構あるというふうに聞いております。

それから、やっぱり障害者の方、それから障害者のご家族、知ってはいらっしゃるんですけども、なかなかどういうふうな角度で関わったらいいかということはずっと考えながら、周辺に探りを入れながら活動をしている様子なども見受けられました。

いろんなところで、やっぱりアンテナをちゃんと張っていただひいて、やっぱり取れる情報というのを一生懸命取っていただひいて、何とか地域として関わっていかうと、高齢者の方もそうですし、孤立されているご家庭の方もそうですし、そういうような動きがあるんだ

なというふうに、それは勉強になったかと思えます。

ただ、やはりここに書かれていないかもしれないんですけど、全体として、障害者という形で当事者の方に出会うという状況というような機会は、ほとんどないというそんな状況なんだと思います。どちらかというところ、町内活動をやっている中での誰々のところのお子さんであるとか、どこそこの誰々さんというか、そういう形で付き合ってみたらハンディーをなんか持っている人だったとか、そういう流れでの町会での付き合いということなんだと思います。

そういう意味では、拠点がちゃんと地域に根差していて、そういう方々とアンテナを張って、何か支援をとというふうに思っている方々との結びつきをちゃんと強くしていくということが、とても大事なんだなというのが全体で勉強をできたことかなというふうに思っております。

あと、会議の部会の中身とは違いますが、今年の10月からこの拠点は4か所に分けて整備をするということでやっています、この10月からは、駒込地区、それから富坂地区の拠点が立ち上がって活動を始めております。以上です。

高山会長：ありがとうございます。地域生活支援専門部会ですね。安達委員から報告がありました。いかがでしょうか。

本富士地区というところを取り上げられてということですけど、本当に文京区は、歴史的な歴史がいろいろあってそれぞれ、個性があるなというふうに思います。感じがしますね。

安達委員：そうですね。歴史がやっぱり長い町会があったりとかなので、非常にそういう意味では、歴史的な成り立ちというのがとても大事な地区だな、文京区はというのはとても思います。それを理解しないで、やっぱり地域の方とお付き合いをするというのは、逆に難しいし、失礼に当たるのかななんて思いながらいつも聞いております。

高山会長：一方で、ある意味で偏差値の高い大学や、あるいは学校があるということで、そういう子どもたちが、違うところからご家族で住んでいるという人も多いという何かそういうこともあって、そういう意味では、地域が変わってきているところもありますよねということはどういうふうに捉えているかというのはありますよね。いかがでしょうか。

拠点のところ、それぞれ今いろんなところで拠点の部会ができていたりとか、拠点のところでもいろいろ話し合われているところのお話を聞いていますけども、いわゆる緊急時の対応です。特に、精神の方も含めて。緊急時の対応、そしてショートを使って、そのショートを使っている間に次の拠点というか、どうするかみたいなところというのがあつたんです

けど、何かそういうようなところというのは、今なんか進んでいるのでしょうか。

安達委員：私が、答えていいんですか。

高山会長：そこら辺、何か割とほかの拠点の部会って、ほかの区の場合ですね。緊急時のところがどうしようかみたいところで、結局社会資源が足りなかったりとか、ほかの区の医療体制のところは頼らざるを得なくなったりとかあるんですけど、文京区の場合そういう意味ではどうなのかなと思ったんですけど。

安達委員：前々回の部会ですかね。去年の6月か7月ぐらいの部会で、やっぱり緊急時の対応に関して一度議論をしたことがありまして、やっぱりそのときにもやはり資源不足ということと、あと最終的には、圧倒的に何かそういう場所というか、箱ものが文京区はなさ過ぎるねという話はした記憶があります。

緊急時に関しては、今年4月から拠点整備の一環として、今まで予防対策課の事業としてやっていた精神障害者の24時間の相談支援の部分のショートステイ、あと相談支援、それも今度拠点の一部として障害福祉課が全部管轄してやるということで、位置づけが変わってきていて。今年は、精神障害者を主とした対応ということでやっていますが、来年、再来年以降は、障害の種別に関してもっと増やしてやっていくというふうなことを聞いております。

でも、二部屋しかショートステイの場所がないので、非常に資源としては、なさ過ぎるというのと、あとは、もうショートでいつもはリアン文京さんのほうにやっぱり対応していただいているということが今現状で、多分全然資源的には足りないですし、医療的な不足面からのやっぱりその資源というのも、非常にそういう意味での連携というか、そういうものが足りないのかなというふうには思っております。

高山会長：ありがとうございます。ということですね。ほかにはどうでしょうか。今のところでも結構ですけども。どうでしょうか。

今度は、駒込と富坂地区の地域課題ということになるわけですかね、次は。

安達委員：この前회가、駒込についての地域課題をやって、本富士の地区についての地域課題をやっていなかったものですから。

高山会長：ああ、なるほど。そういうことですね。

安達委員：先にもう本富士は開設していますけども、地域課題ということで、みんなで学ぼうということで始めて、この次の部会が富坂地区の地域課題についての学ぶ機会を持つというふうになっております。

高山会長：分かりました。その富坂で大体終わりですか。

安達委員：そうですね。富坂で、一応その地域の方をお招きして勉強をするというのは、一度そこで区切られるとは思いますが。その後、やるべき課題は山ほどあるので、どのように順番をつけながらやっていくかということにはなるのかなと思います。

高山会長：4地域ですね。

安達委員：そうですね。4地域の最後の地区が来年の10月に、大塚地区が最後に開設されるというふうになって、大塚地区はまだ開設されていないというそういう状況です。

高山会長：そうですね。分かりました。

そういう意味では、4地域の地域の個性とか、逆にストレングスであるとか、逆に課題というものを何か4地域を比較する形で何か特徴的に見えるといいかなと思いましたので、そこら辺の整理もお願いしたいなと思いました。

ほかには、いかがでしょうか。

多分、今、浦田さんがあれでしたっけ。副会長ですよ。

安達委員：そうです。

高山会長：そういう意味では、もともと社協が、やっぱり地域というところの範域というか、この辺のところをどういうふうに捉えてきたのかみたいところのアセスメントというのもすごく重要だと思いますので、何かそこら辺も含めてお願いしたいなと思います。

安達委員：そうですね。コーディネートの役は今回必ず社協の方の地域福祉コーディネーターに入ってもらってつないで、逆にそこで耕してもらっていないと、やっぱりこれだけ地域の方に来ていただいて、ちゃんとお話を聞けるという機会はなかなか持てなかったんじゃないかなというふうに思っております。そういう意味では、社協のコーディネーターの方との連携をどのようにしていくかというのが、拠点の重要な課題であるし、一つの大事なツールなのではないかなと思っております。

高山会長：行政にお聞きしたいのは、この障害のところだけの拠点を四つの範域に分けているわけですが、例えば、これが地域包括であるとか、高齢であるとか、子どもであるとかといったとき、将来は、こういうのって連動をしていかないと、いわゆる縦のケアマネジメントって難しくなるんじゃないかという感じもするんですよね。この辺のほかの人たち、ほかのところの分野というところとの関係は、どういうふうに捉えていくんですかね。

障害福祉課長：すみません。今、区のほうでは、高山先生がおっしゃったとおり各分野を横断して重層的支援体制の整備ということで取り組んでおりまして、それぞれ障害の分野、高齢

の分野、子どもの分野で、例えば相談を一つ取ってどういう社会資源があって、どういう形で相談が流れているかというようなことを、今情報共有を始めているところですので、そういったところをこれから進めていく中で、連携体制が構築できていければというふうには思っております。

高山会長：ありがとうございます。ぜひ、そういう意味では、障害のところが今そうやっていろんなアセスメントが進んでいますので、色分けしていけるといいですねと思いました。ありがとうございます。では、よろしいでしょうか。

そうしましたら、一応五つの専門部会の報告が終わりました。ありがとうございます。何か全体を通して質疑、意見がありましたらお願いしたいと思います。

今日はいいご意見がたくさん出ていたと思いますので、ぜひ事務局でまとめていただいて、それぞれの部会のところに整理して持って行っていただければと思いますし、部会長の方々どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

そうしましたら、その他でよろしいですよ。じゃあ、事務局よりその他の事項についてお願いいたします。

障害福祉課長：2点ございます。

まず1点目なんですけども、参考資料としてお配りをしました、障害者・児計画の事業実績評価に係る意見についてということで、事業実績については、前回第1回の親会のほうでご報告をさせていただいたところなんですけども、それを踏まえてご意見ということでいただいているのがこちらの資料になります。

24から29についてが、こちらの自立支援協議会のほうでいただいたご意見、それから7月末に書面開催で開催しました地域福祉推進協議会のほうからもご意見をいただいております。そちらが1から23ということでご意見をいただいております。書面開催ということですので、右のほうに区のお考え方ということで回答をさせていただいております。個々のご意見につきましては、ご紹介は省略させていただきますけども、このいただいたご意見は今後参考にさせていただきながら、区の実際のお取組、あるいは、その次の計画の策定といったところには役立たせていただきたいというふうに考えているところです。

それから、令和4年度、来年度なんですけども、実態意向調査を新たに行うということで、先ほど佐藤委員からもお話がありましたけれども、次回の実態意向調査に向けて、意見聴取をさせていただきたいと思っております。先ほど佐藤委員からいただいたご意見のように、実態意向調査をやるに当たって検討してもらいたいこと、取り入れてほしい調査事項等をお

寄せいただければと思っております。詳細については、別途依頼をかけさせていただきます。

次回の親会の際、いただいたご意見については、とりまとめの上、お示しをできればと思っております。具体的な調査項目の検討は来年度、令和4年度の障害者部会のほうでの検討になるんですけども、この自立支援協議会のほうでも一定ご意見をいただければと思っております。

それから、2点目ですけれども、冒頭、高山先生のほうからお話がありましたとおり、来年度、令和4年度以降のこの自立支援協議会の在り方ということで、今検討をしているところです。高山先生のお話にありましたとおり、部会からの報告を受けるだけではなくて、課題の整理や取組の方向性などについて協議をできる場にする、あるいは、親会の検討内容について障害当事者部会から意見を頂戴することなどが、検討として挙がっているところでございます。

ですので、この令和4年度以降の親会、あるいは協議会全体の在り方につきましても、皆様からご意見をいただきたいと思っておりますので、先ほどの実態意向調査の件と含め、意見聴取ということで自立支援協議会の在り方についてもご意見をお寄せいただければと思っております。

私のほうからは、以上2点のお願いでございます。

高山会長：ありがとうございました。課長からのご説明ですが、計画についての事業実績評価に係る意見ということ、それから令和4年度以降のこの協議会の在り方、今日もその話を少ししましたけれども、この親会、あるいは協議会全体の在り方について、もしご意見があれば少しだけ時間がありますけれども、ご意見があればと思いますが。質問でも結構です。いかがでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、進めたいと思います。最後は、まだありましたね。もう一つね。事務局よりお願いいたします。

障害福祉課長：地域支援フォーラムについて、じゃあ、松下さんのほうからお願いできますでしょうか。

松下委員：共生のための文京地域支援フォーラムの事務局を仰せつかっています。皆さんのお手元にもチラシが届いているかと思えます。今回、初めて精神の障害のある方の当事者で銀杏企画三丁目を利用されている方、それから委員の松尾さんや行成さんにご登壇をいただいて、実際に当事者のお話を伺いながらいろんなことを考えていける機会にしたいと思っております。

皆様には、多分行政からメールでもいっているのかなと思うんですけども、高山先生、志村先生、届いています、メール。届いていますか。そうですか。よろしければ学生さんにも広報していただいて、参加していただけるとありがたいなど。今の時点で50数名の申込がありまして、ウェビナーの契約は500名までいけますので、まだまだ受け入れられますから、ぜひよろしくお願いいたします。

以上です。

高山会長：松尾さんが出られるんですね。中山さんが利用者の方ですね。ぜひ。

予定された議題等はここまでであります。何か皆さんのほうから連絡事項等、協議事項等あればと思いますが、いかがでしょうか。

そうしましたら、以上で、今日の議題、終了となります。これで、第2回文京区障害者地域自立支援協議会を閉会させていただきます。

事務局に振りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

障害福祉課長：皆様、お忙しいところありがとうございました。

以上で、本日の会議、終了となりますので、皆様、順次ご退出いただければと思います。お疲れさまでした。ありがとうございました。

以上